

令和8年度経営所得安定対策のご案内

～交付申請は6月30日まで～

I

高収益作物に対する助成 (水田活用の直接支払交付金 産地交付金)

経営所得安定対策に加入し、**水田で出荷・販売を目的として野菜・果樹等や大豆、米粉用米等の戦略作物を生産する農業者**に対して、以下のとおり支援を行います。

※交付メニュー、単価等については、国と協議中です。
単価は当初配分を元に設定しているため、追加配分や申請状況等によって変わる可能性があります。

交付単価および交付要件

対象作物		要件等	交付単価
①	地産地消作物 (高収益作物)	令和8年度中に、出荷・販売していること 戦略作物 ^{※1} ・たけのこ・そば・②、③、④、⑤の対象作物を除く	7,000円/10a
②	有機農業 (有機JAS認定、大阪エコ農産物不使用認証)	有機JAS認証もしくは大阪エコ農産物認証(化学農薬・肥料不使用)を受けた農産物に対する助成	50,000円/10a
③	大阪エコ農産物 (不使用認証以外)	府が定める大阪エコ農産物認証を受けた作物に助成	22,000円/10a
④	なにわの伝統野菜	なにわの伝統野菜認証を受けた野菜に対する助成	
⑤	地域振興作物	交野市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンにおいて振興作物に定められた品目【じゃがいも、トマト(ミニトマト含む)、ピーマン、なす、さつまいも、さといも、だいこん、はくさい、キャベツ、軟弱野菜(みずな、ねぎ、しゅんぎく、こまつな、しろな、ほうれんそう、チンゲンサイ)】に助成	14,000円/10a
⑥	担 い 手 の 育 成 (集落営農以外)	10月1日現在で認定されている 認定農業者等 ^{※3} が作付けする ①～⑤または⑩の作物に加算(※別途要件があります)	12,000円/10a
⑦			28,000円/10a
⑧			
⑨			
⑩	エコ大豆・ エコ新規需要米等加算 ^{※4}	戦略作物の助成を受けたエコ大豆及びエコ新規需要米 (米粉用米・WCS・飼料用米等)、エコ加工用米に加算	15,000円/10a

※1 戦略作物：麦、大豆、飼料作物、新規需要米、加工用米

※2 対象となる集落営農は、「組織の規約及び代表者を定めていること」、
「対象作物について共同販売販売を行っていること」の2要件を満たす組織です。

※3 認定農業者(国版・大阪版)、認定新規就農者、集落営農組織

※4 新規需要米・加工用米に取り組む場合は国の認定を受ける必要があります。

10aあたりの交付額のイメージ(一例)

担い手の育成(集落営農以外) 12,000円/10a			
地産地消作物 7,000円/10a	有機農業の推進 (有機JAS認定 大阪エコ農産物 不使用認証) 50,000円/10a	大阪エコ農産物 (不使用認証以外)・ なにわの伝統野菜 22,000円/10a	地域振興作物 14,000円/10a

6月30日までに「経営所得対策安定交付金交付申請書」を交野市農業再生協議会にご提出ください。

- 営農計画書と交付申請書、証拠書類等の名義が異なると交付されません。
- 大阪エコ農産物・なにわの伝統野菜については、当該作物が府(市)の認証を受けていることが必要です。
- 野菜・果樹・花き等の作物は、販売伝票等の書類の提出が必要です。
- 担い手の育成の加算を受けるためには10月1日現在で認定農業者等の認定を受けており、かつ市町村等が実施する経営内容に関する自己点検シートを提出された方が対象です。
- 主食用米を作付けしている水田の裏作には、麦・大豆等の戦略作物を除き交付されません。
(水稻の裏作野菜は不可)

産地交付金の交付対象作物 (令和8年1月末時点) ※対象作物は、今後追加・変更する可能性があります。

大阪エコ農産物

(いも類・穀類)	23 しゅんぎく	46 ピーマン	64 かんきつ (温州みかんを除く)
1 さといも	24 みずな	47 えだまめ	65 もも
2 さつまいも	25 非結球あぶらな科 葉菜類	48 さやえんどう	66 いちじく
3 じゃがいも	26 チンゲンサイ	49 実えんどう	67 くり
4 ヤーコン	27 みつば	50 さやいんげん	68 かき
5 やまのいも	28 ずいき	51 未成熟そらまめ	69 うめ
6 スイートコーン	29 ふき	52 れんこん	70 すもも
(野菜類)	30 たまねぎ	53 くわい	71 なし
7 だいこん	31 ねぎ	54 とうがん	72 キウイフルーツ
8 葉だいこん	32 赤しそ	55 しろうり	(花き・花木類)
9 かぶ	33 おおば	56 にんにく	73 アイリス
10 にんじん	34 オクラ	57 なばな類	74 チューリップ
11 ごぼう	35 モロヘイヤ	58 まこもたけ	75 フリージア
12 葉ごぼう	36 なす (水なす含む)	59 アスパラガス	76 ゆり
13 キャベツ	37 トマト	(米)	77 けいとう
14 非結球メキャベツ	38 ミニトマト	60 水稲 ※1	78 きく
15 カリフラワー	39 とうがらし類	(豆類 (種実))	79 まつ
16 ブロッコリー	40 ズッキーニ	61 だいず ※2	80 はばたん
17 はくさい	41 きゅうり	(果樹類)	(その他)
18 レタス	42 かぼちゃ	62 ぶどう	81 ごま
19 非結球レタス	43 すいか	63 温州みかん	82 その他作物 (不使用に限る)
20 しろな	44 にがうり		
21 こまつな	45 いちご		
22 ほうれんそう			

※1 産地交付金の対象となる水稲は、戦略作物助成対象の新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用稲)及び加工用米
 ※2 産地交付金の対象となる大豆は、戦略作物助成対象のみ

なにわの伝統野菜

1 毛馬胡瓜 (けまきゅうり)	14 高山真菜 (たかやままな)
2 玉造黒門越瓜 (たまつくりくろもんしろうり)	15 高山牛蒡 (たかやまごぼう)
3 勝間南瓜 (こつまなんきん)	16 守口大根 (もりぐちだいこん)
4 金時人参 (きんときにんじん)	17 碓井豌豆 (うすいえんどう)
5 大阪しろな (おおさかしろな)	18 難波葱 (なんばねぎ)
6 天王寺蕪 (てんのうじかぶら)	19 堺鷹の爪 (さかいたかのつめ)
7 田辺大根 (たなべだいこん)	20 貝塚澤茄子 (かいづかさわなす)
8 芽紫蘇 (めじそ)	21 馬場なす (ばばなす)
9 服部越瓜 (はっとりしろうり)	22 大阪黒菜 (おおさかくろな)
10 鳥飼茄子 (とりかいなす)	23 海老芋 (えびいも)
11 三島独活 (みしまうど)	24 河内れんこん (かわちれんこん)
12 吹田慈姑 (すいたくわい)	25 石川早生芋 (いしかわわせいも)
13 泉州黄玉葱 (せんしゅうきたまねぎ)	

なにわ特産品をはじめとする地産地消作物

<p>野菜</p> <p>～なにわ特産品～ なす、ふき、紅ずいき、キャベツ、しゅんぎく、たまねぎ きゅうり、さといも、えだまめ、えびいも、こまつな、みつば、ねぎ、若ごぼう</p> <p>～その他野菜～ れんこん、くわい、スイートコーン、いちご、ほうれんそう、みずな、トマト、しそ等 ※上記以外の野菜も対象になります。</p>	<p>果樹</p> <p>果樹は令和5年以降の新植分のみが交付対象</p> <p>～なにわ特産品～ くり、ぶどう、みかん、いちじくもも</p> <p>～その他果樹～ はっさく、かき、うめ、すもも、なし、キウイフルーツ等 ※上記以外の果樹も対象になります。</p>	<p>花き・花木類</p> <p>切り花 花壇苗 鉢物類 切り枝花木 植木等</p> <p>※どの作目についても営農計画書の転作作物の欄に、交付申請をする「作物名」を必ず記載してください</p>
--	---	---

1 有機農業の推進について

有機JAS認定、大阪エコ農産物不使用認証(※チツソ不使用除く)を受けた面積について助成します。

要件(有機JAS認定の場合)

・実需者等に出荷・販売することを目的として、交付対象水田で有機JAS認定を受けていること。

要件(大阪エコ農産物不使用認証の場合)

・交付対象水田で「大阪エコ農産物」不使用認証(※チツソ不使用除く)を受け、令和8年度に出荷・販売を行うもの。

2 担い手の育成について

府では多様な担い手の確保・育成のため、法に基づく**認定農業者**、**認定新規就農者**、府条例に基づく**大阪版認定農業者**、**集落営農組織**に対し担い手の育成として助成します。

3 大阪ならではの制度を活用した地産地消に取り組まいませんか？

大阪版認定農業者制度

国の認定農業者に加え、小規模であっても地産地消に取り組む農業者を、大阪府が独自に認定しています。認定を受けた農業者は、府からの技術指導など様々な支援措置を受けることができます。

(申請〆切) 令和8年7月10日まで (問い合わせ先) 交野市地域振興課

大阪エコ農産物認証制度

農薬の使用回数、化学肥料(チツソ)の使用量が府内の標準の半分以下になるよう府が基準を設定し、その基準を満たす農産物を大阪エコ農産物として府が認証するものです。認証された農産物は認証マークを表示して販売できます。

(申請〆切) 令和8年7月10日まで (問い合わせ先) 交野市地域振興課

なにわの伝統野菜認証制度

出荷する野菜が「なにわの伝統野菜」であることをPRするために認証マークを表示することができます。

(申請〆切) 令和8年8月末まで
(問い合わせ先) 大阪府中部農と緑の総合事務所農の普及課 (電話: 072-994-1515)

II

戦略作物に対する助成 (水田活用の直接支払交付金 戦略作物助成)

1 交付対象者

○水田で出荷・販売を目的として、麦・大豆・加工用米・新規需要米等の戦略作物を生産する農業者

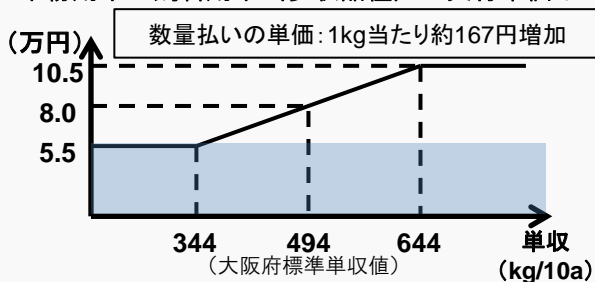
2 交付単価および交付要件

対象作物	交付単価 (10a当たり)
麦・大豆・飼料作物	3.5万円 ※1
加工用米	2万円
WCS用稲	8万円
米粉用米・飼料用米	収量に応じ5.5~10.5万円 ※2

※1 多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2 飼料用米の一般品種については、令和8年度は標準単価6.5万円(5.5~7.5万円/10a)

米粉用米・飼料用米(多収品種)の交付単価イメージ



○販売契約の締結又は自家加工販売(直売所等での販売)計画書を提出し、収穫後に出荷・販売が確認できる書類を提出できること

○米粉用米・飼料用米・WCS用稲・加工用米については、6月30日までに国へ取組計画書を提出し、受理されていること。

○米粉用米・飼料用米・加工用米については、農産物検査による品位等検査を受ける又は検査を受検しない場合は、品質基準を確保したことが確認できる販売伝票等の写しを提出すること。

※数量払については、当年秋の各地域における標準単収値を作況により調整し、交付単価が決定されます。

Ⅲ

加入申込み・支払時期 (水田活用の直接支払交付金)

経営所得安定対策の交付金を受けるためには、営農計画書の提出や交付申請等の手続きが必要です。

交付申請は4～6月、交付金の支払は翌年3月ごろの予定です。

4月～6月

経営所得安定対策交付金の交付申請手続き

1. 事前申込み（営農計画書に記載）
（水稲共済への加入手続き（営農計画書との一体様式））
2. 経営所得安定対策交付金交付申請書の提出 **（6月30日まで）**

作物作付

エコ農産物・大阪版認定農業者の申請は忘れずに！

7月

交野市農業再生協議会において、作物の作付確認（現地確認）を行います。

収穫（販売）

※原則として**10月末まで**に交野市（交野市農業再生協議会）へ下記書類を提出してください！

【水田活用の直接支払交付金申請者】

- 野菜・花き等の作物 → 販売伝票等の提出
- 果樹・植木 → 販売伝票等の提出
（令和8年度に出荷をしない場合は作業日誌を提出）
- 冬作物で出荷伝票が間に合わない等の場合は、別途書類の提出が必要です。

10月～12月

地域協議会・国において、交付要件の確認（提出書類）を行います。

翌年3月

交付金の支払い

交付金は、国から農家の皆さんが指定した個人の口座に直接振り込まれます。

※経営所得安定対策の交付金については通常の補助金と同様、農業所得として計上し、税務申告する必要があります。

Ⅳ

水田政策の見直しの方向性について（概要）

水田政策を、以下の方向で令和9年度から**根本的**に見直す**検討を本格的に開始**。

- 1 **水田を対象として支援する水活**を、以下のとおり、**作物ごとの生産性向上等への支援へと転換**。このため、令和9年度以降、**「5年水張りの要件」は求めない**。

※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

農林水産省：水田政策の見直しの方向性について(概要)より抜粋

ゲタ・ナラシ対策について

米や麦・大豆などを生産する担い手（「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農」等）に対して交付されます。

1 交付対象者

- ・「認定農業者」の方
- ・「認定新規就農者」の方
- ・集落営農組織（「規約を有し」、「共同販売経理の実施」）また、「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、各市町村が確実に行われると判断したものの。

2 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

- ・対象品目は「麦、大豆、そば、なたね」など
- ・標準的な生産費と販売価格の差額分を交付

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

- ・対象品目は「米、麦、大豆」など
- ・価格下落等の際に、下落額の9割までを補填

※加入申請時（生産年の6月30日まで）にナラシ積立申出書とともに「出荷・販売契約数量等報告書」等の提出も必要

※令和3年度から農産物検査を受検しない場合でも、一定の条件を満たせばゲタ・ナラシの対象とすることが出来ます。お問い合わせください。

経営所得安定対策のお問い合わせ先

経営所得安定対策（水田活用の直接支払交付金）のお問い合わせ先

交野市農業再生協議会

交野市役所 地域振興部地域振興課

電話 072-892-0121

住所 交野市私部2-29-1（青年の家1階）

経営所得安定対策全般のお問い合わせ先

近畿農政局大阪府拠点

電話 06-6941-9657

フリーダイヤル 0120-38-3786

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

- 交野市は、大都市近郊の立地を活かし、地域の需要に応じた農業振興に取り組んでおり、主に水稻の生産が行われている。
- 一方、2020年農林業センサスにおいても、この5年間で農家数が減少するなど、後継者不足や農業者の高齢化が顕著に進んでいる。
- 水稻については、作付面積が毎年減少しており、都市農地・農空間の有する多面的機能を維持・発揮していくためには、農地の有効活用を進める必要がある。
- そこで、地産地消の推進や、認定農業者・大阪版認定農業者・認定新規就農者等の多様な担い手を育成し、生産力の向上と農地・農空間の保全を図る必要がある。
- さらに、担い手への農地の集積・集約化を進めるほか、高収益作物（野菜、果樹等）の作付推進など地域計画（人・農地プラン）の策定を通じた、地域農業の振興を図る必要がある。
- 以上の施策の推進にあたり、経営所得安定対策における産地交付金等の助成措置を活用し、市農業が抱える各種問題の解決を図る。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

地産地消の推進や大阪エコ農産物、交野ブランド等によるブランド力の向上を図るとともに、地域振興作物の作付を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

畑地化については、地域として希望があれば、水田農業高収益化推進計画を立案し、高収益作物への転換を促進する。水稻作に活用される見込みがない農地については、水田台帳等で作付体系を定期的に点検し、点検結果を踏まえ畑地化を含め検討していく。

4 作物ごとの取組方針等

（1）主食用米

水田は、地力の維持をはじめ、野菜等の連作障害の回避、都市地域における防災機能や緑地空間の確保など、多面的機能を有効に活用するため、将来にわたり可能な限り水田としての利用を維持する。

また、消費者ニーズに対応した減農薬栽培米等の生産を進めるため、大阪エコ農産物制度及びエコレンゲ栽培米の普及を図る。

(2) 高収益作物（野菜、果樹等）

交野ブランド（かたのルビー）として認定されたじゃがいも等の野菜や、神宮寺地域のぶどう・みかん等の果樹、また大阪エコ農産物など安全・安心な農産物の推進を図る。

あわせて、地産地消及び食農教育の推進のため、学校給食への地場産野菜の供給拡大を図るとともに、農業まつり等において農家の協力による企画販売を行い、地域農家との交流を。

5 作物ごとの作付予定面積等

作物	令和6年度 作付面積 (ha)	令和7年度 作付面積 (ha)	令和8年度 作付予定面積 (ha)	令和9年度 作付目標面積 (ha)
主食用米	78.19	78.04	77.54	77.04
高収益作物 ※	2.71	2.62	2.72	2.82
野菜	2.66	2.57	2.62	2.72
果樹	0.05	0.05	0.10	0.10
畑地化	0	0	0	

※水田活用の直接支払交付金の助成面積

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	令和7年度 (実績)	令和9年度 (目標)
1	野菜、果樹、花き	地産地消作物	高収益作物の 作付面積(a)	15.21	19.21
2	野菜、果樹、花き	有機農業 (有機 JAS 認定、 大阪エコ農産物不 使用認証)	有機 JAS 認定又 は大阪エコ農産 物不使用認証の 農産物の作付面 積(a)	103.82	105.82

整理 番号	対象作物	用途名	目標	令和7年度 (実績)	令和9年度 (目標)
3	野菜、果樹、花き	大阪エコ農産物 (不使用認証以 外) なにわの伝統野菜	大阪エコ農産物 (不使用認証以 外)及びなにわの 伝統野菜の作付 面積(a)	69.00	73.00
4	①じゃがいも (かたのルビー等) ②トマト(ミニトマ ト含む) ③ピーマン ④なす ⑤さつまいも ⑥さといも ⑦だいこん ⑧はくさい ⑨キャベツ ⑩軟弱野菜(みず な、ねぎ、しゅん ぎく、こまつな、 しろな、ほうれん そう、 チンゲンサイ)	地域振興作物	地域振興作物の 作付面積(a)	67.14	77.14
5	野菜、果樹、花き	担い手の育成	国・大阪版認定 農業者、認定新 規就農者の作付 面積(a)	186.6	196.6